

## 長建国保へ新規加入される組合員の皆さまへ

組合員の方が長建国保の資格を新規取得される場合、建設業従事者していることの証明書類の提出が必要になります。以下の書類例をご確認いただき、必ず長建国保資格取得届にと一緒に組合までご提出下さい。

不明点等ございましたら、組合窓口までお問合せ下さい。

### ＜建設業従事者としての証明書類例＞

仕事形態	間違いなく建設業従事者と判断できる書類が条件です。
事業主 一人親方	① 建設業許可業者の通知書 ② 直近の所得税確定申告書Bの第2表（建設業者の屋号が印字されたもの。または第1表（ただし、職業欄に建設業種が記載されたもので金額欄は黒塗り） ③ 直近の税務署への届出書類で建設業と判断できるもの ④ 組合以外で加入している労災保険の加入証明書（建設業種の労災保険とわかるもの）・建退共の手帳 ⑤ 電気工事業者登録証 ⑥ 建築士事務所登録証 ⑦ 解体工事業者登録証 ⑧ 労働保険関係成立届 ⑨ 会社登記簿謄本・履歴事項全部証明書 ⑩ 商業登記証明書 ⑪ 増改築相談員登録証 ⑫ 市町村が発行する指定工事店証、など。 ⑬ 直近の所得税確定申告書Aの第2表で「給与の支払者の氏名・名称欄」に建設業者であることがわかる会社名が入っているもの ⑭ 直近の給与明細書・源泉徴収票（建設業従事者と判断できるもの）など ※個人（一人親方等）で仕事をしていて⑬⑭の書類に法人からの支払いがあった場合に必要書類 ●雇用保険加入者は、該当法人と2か月以内の短期雇用契約であることを証する雇用契約書と過去1年間の出勤簿（労働日数・労働時間が確認できるもの） ●雇用保険未加入者は、ハローワーク発行の過去5年間の雇用保険被保険者台帳（当該者が記載されていないもの）
従業員	事業主による証明書類提出があれば、従業員の提出は不要 ※事業主が長建国保に未加入の場合は証明書類が必要

長野建設産業労働組合

長野市鶴賀字河原298-1

TEL：026-226-3037

FAX：026-227-9813